

国立大学法人旭川医科大学における教員評価実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国立大学法人旭川医科大学（以下「本学」という。）における教員個人の教育，研究，診療，社会貢献・国際交流及び管理・運営に係る諸活動の状況についての点検・評価（以下「教員評価」という。）の実施に関する基本的事項について定める。

(定義)

第2条 この要領において「教員」とは、常勤の教授，准教授，講師及び助教をいう。

(評価の対象期間)

第3条 教員評価の対象期間は、評価実施年度の前年度1年間（以下「評価対象年度」という）とし、毎年度実施するものとする。

(評価の目的)

第4条 教員評価は、次の各号に掲げる目的のために実施する。

- (1) 大学の教育研究活動等の活性化を促進する。
- (2) 評価結果に基づく改善等の取組により、本学の高等教育機関としての教育研究等の質を保証する。
- (3) 教員の能力及び実績を公正に評価し、評価結果を教員の処遇等へ適切に反映させる。
- (4) 評価結果を公表することにより、本学が広く国民の理解と支持を得られるよう努め、もって社会への説明責任を果たす。

(評価の対象者)

第5条 評価対象年度に計6カ月以上、教員として本学に在籍し、且つ評価実施年度の4月1日時点においても引き続き、教員として本学に在籍している者を教員評価の対象者（以下「評価対象教員」）とする。

- 2 評価対象教員のうち、評価対象年度又は評価実施年度に副学長の職にあった教員及び副学長の職にある教員については、その在任期間にかかわらず教員評価の対象外とする。
- 3 評価対象教員のうち、評価対象年度に採用された教員については、短い教員活動期間を考慮し、教員評価の実施の有無について選択できるものとする。
- 4 評価対象教員のうち、留学，研究休職，長期出張，病気休職，育児休業その他合理的な理由がある者は、教員評価の実施の有無について選択できるものとする。

(評価の実施単位)

第6条 教員の特性等に配慮した適正な評価を実施するため、以下の評価単位に区分する。

評価単位	職位区分	評価単位 No.	定義
基礎医学 看護学科 学科目	教授	1	【基礎医学】 国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則第 20 条第 6 項で規定する講座のうち、基礎医学講座に所属する教員
	准教授・講師	2	【看護学科】 国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則第 20 条第 6 項で規定する講座のうち、看護学講座に所属する教員
	助教	3	【学科目】 国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則第 20 条第 6 項で規定する学科目に所属する教員
センター等	教授	4	国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則第 24 条で

	准教授・講師	5	規定する施設及び第 26 条で規定する学内共同利用施設に所属する教員
	助教	6	
臨床医学 診療科等 中央診療施設等	教授	7	【臨床医学】 国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則第 20 条第 6 項で規定する講座のうち、臨床医学講座に所属する教員 【診療科等】 旭川医科大学病院規程第 4 条で規定する診療科のほか、光学医療診療部、腫瘍センター、緩和ケア診療部、乳腺疾患センターに所属する教員 【中央診療施設等】 旭川医科大学病院規程第 8 条で規定する中央診療施設等のほか、評価単位「診療科等」に含まれない病院に置かれる部署に所属する教員
	准教授・講師	8	
	助教	9	

2 評価単位については、原則として評価対象教員の所属先により固定するが、評価対象教員から変更を認めるに足る合理的な理由の申出があった場合は、教員評価委員会の判断により変更を認めるものとする。

(評価の対象領域)

第 7 条 教員評価の対象領域は、「教育」「研究」「診療」「社会貢献・国際交流」「管理・運営」の 5 領域とし、

評価単位ごとに以下のとおり定める。

評価単位	職位区分	評価単位 No.	対象領域
基礎医学 看護学科 学科目	教授	1	「教育」「研究」「社会貢献・国際交流」「管理・運営」
	准教授・講師	2	
	助教	3	
センター等	教授	4	「教育」「研究」「診療」「社会貢献・国際交流」「管理・運営」
	准教授・講師	5	
	助教	6	
臨床医学 診療科等 中央診療施設等	教授	7	「教育」「研究」「診療」「社会貢献・国際交流」「管理・運営」
	准教授・講師	8	
	助教	9	

(評価の対象項目)

第 8 条 教員評価の対象項目は、年度ごとに別に定める。

(評価の実施体制)

第 9 条 教員評価は、教員評価委員会が実施する。

(評価の実施手順)

第 10 条 教員評価の実施手順は、年度ごとに別に定める。

(評価の評定区分)

第 11 条 教員評価における領域別評価及び総合評価の評定区分は、以下のとおりとする。

(1) 領域別評価の評定区分

評定区分	
I	特に優れた水準
II +	優れた水準
II	良好な水準
III	標準的な水準
IV	向上が求められる水準
V	改善を要する水準

(2) 総合評価の評定区分

評定区分	
S	特に優れている
A +	優れている
A	良好である
B +	標準的である
B	向上が求められる
C	改善を要する

- 2 第5条第3項及び第4項で規定する評価対象教員が教員評価の実施を選択した場合においては、総合評価で「B：向上が求められる」又は「C：改善を要する」の評定を付さないものとする。

(評価結果の通知及び不服申立て)

第12条 教員評価委員会は、決定した評価結果（案）について、評価対象教員に通知する。

- 2 評価対象教員は、評価結果（案）に不服がある場合、教員評価委員会に対して不服申立てをすることができる。
- 3 教員評価委員会は、評価対象教員から不服申立てを受けた場合は、その内容を踏まえ、評価結果（案）について再度審議の上評価結果を確定し、当該教員に通知する。
- 4 第1項において通知した評価結果（案）について不服申立てが無い場合は、当該評価結果（案）をもって確定した評価結果とし、改めての通知はしないものとする。

(評価結果の活用)

第13条 評価対象教員は、自身の教員活動の状況及び評価結果を認識し、自身の教員活動の改善及び向上等に努めるとともに、本学の教育研究活動等の活性化に役立てるものとする。

- 2 学長は、評価結果を評価対象教員の処遇等に反映させるものとする。

(評価結果に基づく改善)

第14条 学長は、総合評価において「C：改善を要する」と評定された評価対象教員に対し、今後の教員活動の活性化に資するため、改善計画書を提出させるものとする。

- 2 前項に該当する評価対象教員は、活動の反省点や次年度における改善計画を記載した改善計画書を学長及び1次評価における評価者に提出し、活動の改善に努めなければならない。

(評価結果の公表)

第15条 教員評価の結果は、教員活動の改善・向上及び社会への説明責任を果たすことを目的として、本学ホームページ上において公表する。

- 2 公表にあたっては、教員個人に係る情報については公表しないものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるほか教員評価に関し必要な事項は、教員評価委員会が別に定める。

令和8年度実施教員評価 実施要領補足事項

この補足事項は、令和8年度教員評価を実施するにあたって、国立大学法人旭川医科大学における教員評価実施要領において定められていない詳細事項について補足し、記載するものです。

<目次>

1. 評価の実施手順・実施フローについて
2. researchmap への業績の登録について
3. 教員評価実施の通知及び調書案の配付・提出について
4. 1次評価について
 - (1) 概要
 - (2) 評価者について
 - (3) 領域別評価の配点について
5. 2次評価・評価結果（案）の確定について
 - (1) 概要
 - (2) 必須達成評価項目について
 - (3) 領域別評価の反映について
 - (4) 総合評価の判定基準について
6. その他

1. 評価の実施手順・実施フローについて

令和8年度実施の教員評価は以下の手順・フローで実施します。

年度区分	時期	手順	フロー	補足説明
評価対象年度 (令和7年度)	令和7年3月末	(教員) 活動期間	令和8年度実施分 教員評価実施要領の公表 ※1	※1 教員評価委員会は教員評価実施要領等を公表します。
	令和7年4月～ 令和8年3月		教員活動の推進	
評価実施年度 (令和8年度)	令和8年4月～ 8月頃	(教員) 業績の整理	業績データをresearchmapに登録(教員) ※2 ↓ 教員評価調書の作成・教員に配付(事務局) ※3 ↓ 教員評価調書の確認・修正(教員) ※4 ↓ 事務局に提出 ↓ 教員評価調書をもとに教員ごとの業績一覧データを作成(事務局)	※2 教員は自身の業績をresearchmapへ登録します。 ※3 教員評価委員会は、教員に教員評価の実施及び評価の具体的な内容・方法等について通知します。併せて、評価項目ごとに活動実績を記載した教員活動評価調書案を配付します。 ※4 教員は教員評価実施要領等に基づき調書を作成し、総務課点検評価係へ提出します。
	令和8年8月 中旬頃	(所属長等) 1次評価の実施	業績一覧データを1次評価者に提供 ※5 ↓ (a) 領域別評価を決定 ↓ 事務局が取り纏めた所属教員の業績一覧データを確認の上、5領域について6段階で評価する ↓ (b) 領域別評価の結果をポイント化 ↓ 別に定める配点表により、領域別評価をポイント化する	※5 1次評価者は、所属する教員の最大5領域について6段階で評価を行い、合計ポイントを算出します。その評価結果・合計ポイントを教員評価委員会に提出します。 1次評価の詳細については、「5. 1次評価について」を参照願います。
	令和8年9月頃	(教員評価委員会) 2次評価の実施 評価結果(案)の確定	(a) (b) を教員評価委員会に提出 ※6 ↓ (a) 1次評価の領域別評価の結果 (b) 1次評価の領域別評価の合計ポイント ↓ 2次評価の実施 ↓ 領域別評価 総合評価 ↓ (b) (c) (d) 1次評価の領域別評価の結果(a)を原則スライド 1次評価の領域別評価の合計ポイント 必須達成評価項目の達成状況 1次評価の領域別評価の結果(a)に応じた係数 ↓ 領域別評価 総合評価 ↓ 1次評価の領域別評価の結果(a)を原則スライド 算出したポイントを偏差値に換算して総合評価を決定 ↓ 領域別評価 総合評価 ↓ 教員評価委員会による最終調整 上記によらない特殊事情を助案 ↓ 領域別評価 総合評価 ↓ 評価結果(案)が確定 ↓ 評価結果(案)を教員に通知	※6 教員評価委員会は1次評価の合計ポイントに必須達成評価項目の達成状況・領域別評価の結果に応じた係数を反映させ、総合評価を決定します。また、特殊事情を助案したうえで、最終調整を行い、評価結果(案)を確定します。 2次評価の詳細については、「5. 2次評価・評価結果(案)の確定について」を参照願います。
			※7 ↓ 不服申立て「無」 不服申立て「有」 ↓ 不服申立てが無い場合は、当該評価結果(案)をもって確定した評価結果とし、改めての通知はしない ↓ 不服申立てがある場合は、所定の様式に記載の上、教員評価委員会に提出する	※7 教員評価委員会は、評価結果を確定する前に教員本人に評価結果案を通知します。 教員は、評価結果案に対して不服がある場合、不服申立てを行うことができます。 期日までに不服申立がない場合、評価結果(案)は確定となります。
			※8 ↓ 再審議 ↓ 評価結果が確定 ↓ 評価結果を教員に通知	※8 教員評価委員会は、評価結果(案)に対する不服申立てがあった場合は、意見の内容を踏まえて再度審議を行い、審議を経て評価結果が確定します。
	令和8年10月頃	(教員) 評価結果通知	評価結果が確定	

2. researchmap への業績の登録について

教員は自身の業績を researchmap へ登録します。

researchmap に登録いただいた学術業績等は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、教員の教育研究活動に関する情報を広く社会に発信することを目的として研究者総覧に掲載するほか、令和 8 年度以降の教員評価で使用いたします。

3. 教員評価実施の通知及び調書案の配付・提出について

教員評価委員会は、教員に教員評価の実施及び評価の具体的な内容・方法等について通知します。併せて、評価項目ごとに活動実績を記載した教員活動評価調書案（以下、調書という。）を配付します。

教員は教員評価実施要領等に基づき調書を作成し、総務課点検評価係へ提出します。

4. 1 次評価について

(1) 概要

1 次評価者は、事務局が取り纏めた所属教員の業績データ等を確認のうえ、最大 5 領域について 6 段階で評価します。併せて、領域別評価の結果をポイント化し、全ての領域のポイントを合わせた合計ポイントを算出します。

1 次評価者は、領域別評価および算出した合計ポイントを教員評価委員会へ提出します。

所属長の 1 次評価については教員評価委員会が実施します。

(2) 評価者について

評価者は、以下のとおりとします。

① 准教授・講師・助教の 1 次評価者

職位	評価対象教員の所属組織	1 次評価における評価者	
		順位 1	順位 2
准教授 講師 助教	基礎医学	教授（領域・分野等の教授）	評価担当副学長又は 評価担当副学長が指名する者
	看護学科	教授（領域・分野等の教授）	評価担当副学長又は 評価担当副学長が指名する者
	学科目	教授	評価担当副学長又は 評価担当副学長が指名する者
	センター等	センター長，室長 （教授以上の者に限る）	評価担当副学長又は 評価担当副学長が指名する者
	臨床医学	教授（領域・分野等の教授）	評価担当副学長又は 評価担当副学長が指名する者
	診療科等	科長	評価担当副学長又は 評価担当副学長が指名する者
	中央診療施設等	部長，センター長，室長 （教授以上の者に限る）	評価担当副学長又は 評価担当副学長が指名する者

※順位 1 の者が欠員等により不在の場合は順位 2 の者により 1 次評価を実施する。

②教授の1次評価者

職位	評価対象教員の所属組織	1次評価における評価者
教授	基礎医学	教員評価委員会
	看護学科	
	学科目	
	センター等	
	臨床医学	
	診療科等	
	中央診療施設等	

(3) 領域別評価の配点について

1次評価における領域別評価の配点については、評価単位・職位・教員の選択した割合により、算出します。

教員個人の割合は全評価領域合わせて100%です。

教育、研究、診療の3領域については、教員個人が評価単位および職位区分ごとに設定された範囲内で割合を選択することができます。社会・国際、管理・運営の2領域については、評価単位・職位区分ごとに割合が固定されています（割合の変更はできません）。

教員活動評価調書により提出された業績を1次評価者である所属長が確認し、教員の各領域の評定区分を付します。その所属長が付した評定区分に応じて、各評価領域のポイント・1次評価の合計ポイントが決定します。

評価単位・職位ごとの配点については、以下のとおりとします。

【改正事項】評価単位が「センター等」の教員が選択する割合について

センター等に所属する教員の割合については教育領域、診療領域は0～85%の範囲で、研究領域、管理・運営領域は5～90%の範囲で選択可能とします。社会・国際領域の割合については5%とします。（教員評価委員会（令和7年1月28日開催）決定）

1 次評価における評価の配点表

評価単位	対象領域	職位区分	1 次評価における領域別評価の配点					
基礎医学 看護学科 学科目	「教育」 「研究」 「社会・国際」 「管理・運営」	教授	評定区分／領域	教育	研究	診療	社会・国際	管理・運営
			割合	30%～50%の範囲で教員自身が選択可能 5%単位で合計は80%		0%	5%	15%
			I 特に優れた水準	割合×1.0 ポイント	割合×1.0 ポイント	対象外	5ポイント	15ポイント
			II+ 優れた水準	割合×0.8 ポイント	割合×0.8 ポイント	対象外	4ポイント	12ポイント
			II 良好な水準	割合×0.6 ポイント	割合×0.6 ポイント	対象外	3ポイント	9ポイント
			III 標準的な水準	割合×0.4 ポイント	割合×0.4 ポイント	対象外	2ポイント	6ポイント
			IV 向上が求められる水準	割合×0.2 ポイント	割合×0.2 ポイント	対象外	1ポイント	3ポイント
			V 改善を要する水準	割合×0 ポイント	割合×0 ポイント	対象外	0ポイント	0ポイント
		准教授 講師	評定区分／領域	教育	研究	診療	社会・国際	管理・運営
			割合	30%～55%の範囲で教員自身が選択可能 合計は85%		0%	5%	10%
			I 特に優れた水準	割合×1.0 ポイント	割合×1.0 ポイント	対象外	5ポイント	10ポイント
			II+ 優れた水準	割合×0.8 ポイント	割合×0.8 ポイント	対象外	4ポイント	8ポイント
			II 良好な水準	割合×0.6 ポイント	割合×0.6 ポイント	対象外	3ポイント	6ポイント
			III 標準的な水準	割合×0.4 ポイント	割合×0.4 ポイント	対象外	2ポイント	4ポイント
			IV 向上が求められる水準	割合×0.2 ポイント	割合×0.2 ポイント	対象外	1ポイント	2ポイント
			V 改善を要する水準	割合×0 ポイント	割合×0 ポイント	対象外	0ポイント	0ポイント
		助教	評定区分／領域	教育	研究	診療	社会・国際	管理・運営
			割合	30%～60%の範囲で教員自身が選択可能 合計は90%		0%	5%	5%
			I 特に優れた水準	割合×1.0 ポイント	割合×1.0 ポイント	対象外	5ポイント	5ポイント
			II+ 優れた水準	割合×0.8 ポイント	割合×0.8 ポイント	対象外	4ポイント	4ポイント
			II 良好な水準	割合×0.6 ポイント	割合×0.6 ポイント	対象外	3ポイント	3ポイント
			III 標準的な水準	割合×0.4 ポイント	割合×0.4 ポイント	対象外	2ポイント	2ポイント
センター等	「教育」 「研究」 「社会・国際」 「管理・運営」	教授	評定区分／領域	教育	研究	診療	社会・国際	管理・運営
			割合	0%～85%の範囲で教員自身が選択可能	5%～90%の範囲で教員自身が選択可能	0%～85%の範囲で教員自身が選択可能	5%	5%～90%の範囲で教員自身が選択可能
			I 特に優れた水準	割合×1.0 ポイント	割合×1.0 ポイント	割合×1.0 ポイント	5ポイント	割合×1.0 ポイント
			II+ 優れた水準	割合×0.8 ポイント	割合×0.8 ポイント	割合×0.8 ポイント	4ポイント	割合×0.8 ポイント
			II 良好な水準	割合×0.6 ポイント	割合×0.6 ポイント	割合×0.6 ポイント	3ポイント	割合×0.6 ポイント
			III 標準的な水準	割合×0.4 ポイント	割合×0.4 ポイント	割合×0.4 ポイント	2ポイント	割合×0.4 ポイント
			IV 向上が求められる水準	割合×0.2 ポイント	割合×0.2 ポイント	割合×0.2 ポイント	1ポイント	割合×0.2 ポイント
			V 改善を要する水準	割合×0 ポイント	割合×0 ポイント	割合×0 ポイント	0ポイント	割合×0 ポイント
		准教授 講師	評定区分／領域	教育	研究	診療	社会・国際	管理・運営
			割合	0%～85%の範囲で教員自身が選択可能	5%～90%の範囲で教員自身が選択可能	0%～85%の範囲で教員自身が選択可能	5%	5%～90%の範囲で教員自身が選択可能
			I 特に優れた水準	割合×1.0 ポイント	割合×1.0 ポイント	割合×1.0 ポイント	5ポイント	割合×1.0 ポイント
			II+ 優れた水準	割合×0.8 ポイント	割合×0.8 ポイント	割合×0.8 ポイント	4ポイント	割合×0.8 ポイント
			II 良好な水準	割合×0.6 ポイント	割合×0.6 ポイント	割合×0.6 ポイント	3ポイント	割合×0.6 ポイント
			III 標準的な水準	割合×0.4 ポイント	割合×0.4 ポイント	割合×0.4 ポイント	2ポイント	割合×0.4 ポイント
			IV 向上が求められる水準	割合×0.2 ポイント	割合×0.2 ポイント	割合×0.2 ポイント	1ポイント	割合×0.2 ポイント
			V 改善を要する水準	割合×0 ポイント	割合×0 ポイント	割合×0 ポイント	0ポイント	割合×0 ポイント
		助教	評定区分／領域	教育	研究	診療	社会・国際	管理・運営
			割合	0%～85%の範囲で教員自身が選択可能	5%～90%の範囲で教員自身が選択可能	0%～85%の範囲で教員自身が選択可能	5%	5%～90%の範囲で教員自身が選択可能
			I 特に優れた水準	割合×1.0 ポイント	割合×1.0 ポイント	割合×1.0 ポイント	5ポイント	割合×1.0 ポイント
			II+ 優れた水準	割合×0.8 ポイント	割合×0.8 ポイント	割合×0.8 ポイント	4ポイント	割合×0.8 ポイント
			II 良好な水準	割合×0.6 ポイント	割合×0.6 ポイント	割合×0.6 ポイント	3ポイント	割合×0.6 ポイント
			III 標準的な水準	割合×0.4 ポイント	割合×0.4 ポイント	割合×0.4 ポイント	2ポイント	割合×0.4 ポイント
臨床医学 診療科等 中央診療施設等	「教育」 「研究」 「診療」 「社会・国際」 「管理・運営」	教授	評定区分／領域	教育	研究	診療	社会・国際	管理・運営
			割合	20%～40%の範囲で教員自身が選択可能 合計は80%			5%	15%
			I 特に優れた水準	割合×1.0 ポイント	割合×1.0 ポイント	割合×1.0 ポイント	5ポイント	15ポイント
			II+ 優れた水準	割合×0.8 ポイント	割合×0.8 ポイント	割合×0.8 ポイント	4ポイント	12ポイント
			II 良好な水準	割合×0.6 ポイント	割合×0.6 ポイント	割合×0.6 ポイント	3ポイント	9ポイント
			III 標準的な水準	割合×0.4 ポイント	割合×0.4 ポイント	割合×0.4 ポイント	2ポイント	6ポイント
			IV 向上が求められる水準	割合×0.2 ポイント	割合×0.2 ポイント	割合×0.2 ポイント	1ポイント	3ポイント
			V 改善を要する水準	割合×0 ポイント	割合×0 ポイント	割合×0 ポイント	0ポイント	0ポイント
		准教授 講師	評定区分／領域	教育	研究	診療	社会・国際	管理・運営
			割合	20%～40%の範囲で教員自身が選択可能 合計は85%			5%	10%
			I 特に優れた水準	割合×1.0 ポイント	割合×1.0 ポイント	割合×1.0 ポイント	5ポイント	10ポイント
			II+ 優れた水準	割合×0.8 ポイント	割合×0.8 ポイント	割合×0.8 ポイント	4ポイント	8ポイント
			II 良好な水準	割合×0.6 ポイント	割合×0.6 ポイント	割合×0.6 ポイント	3ポイント	6ポイント
			III 標準的な水準	割合×0.4 ポイント	割合×0.4 ポイント	割合×0.4 ポイント	2ポイント	4ポイント
			IV 向上が求められる水準	割合×0.2 ポイント	割合×0.2 ポイント	割合×0.2 ポイント	1ポイント	2ポイント
			V 改善を要する水準	割合×0 ポイント	割合×0 ポイント	割合×0 ポイント	0ポイント	0ポイント
		助教	評定区分／領域	教育	研究	診療	社会・国際	管理・運営
			割合	20%～40%の範囲で教員自身が選択可能 合計は90%			5%	5%
			I 特に優れた水準	割合×1.0 ポイント	割合×1.0 ポイント	割合×1.0 ポイント	5ポイント	5ポイント
			II+ 優れた水準	割合×0.8 ポイント	割合×0.8 ポイント	割合×0.8 ポイント	4ポイント	4ポイント
			II 良好な水準	割合×0.6 ポイント	割合×0.6 ポイント	割合×0.6 ポイント	3ポイント	3ポイント
			III 標準的な水準	割合×0.4 ポイント	割合×0.4 ポイント	割合×0.4 ポイント	2ポイント	2ポイント

※選択可能となっている領域の割合については教員評価調査の提出時に申告する取扱いとす

5. 2次評価・評価結果（案）の確定について

(1) 概要

2次評価では、1次評価の領域別評価の合計ポイントに教員評価委員会が必須達成評価項目の達成状況、1次評価における6段階の領域別評価結果に応じた係数を反映させます。

反映後、合計ポイントを偏差値へと換算し、偏差値に応じて総合評価を決定します。

教員評価委員会において評価の最終調整を行い、評価結果（案）を確定します。

(2) 必須達成評価項目について

“大学教員として達成することが望まれる項目”を必須達成評価項目として設定し、達成状況を確認し達成できなかったと判定する場合は、達成していない項目1つにつき、10ポイントを減ずることとします。

必須達成評価項目は以下の①～③までの3つとします。

① 2年間で1編以上の原著論文（英文 or 邦文）を執筆すること

- ・評価実施年度の前年※および前々年※にジャーナルで公表された原著論文（英文 or 邦文）を評価対象とします。（※論文は暦年統計 例：令和8年度実施教員評価では2024年と2025年の論文が評価対象となります。）
- ・原則として全教員が対象となります。
- ・対象となるオーサiershipは「筆頭著者：first author」「責任著者：corresponding author」とします。
- ・ここでいう原著論文とは、総説論文・症例報告を含まない。

② 教員評価委員会が指定する研修会や講演会へ出席すること

- ・指定した講演会のうち、いずれか1つでも出席をすれば、達成したと判定し、「全て」に出席しなかった場合は、未達成と判定します。
- ・令和8年度実施の教員評価における対象となる講演会は、以下の3つのものです。
 - (i) FD 講演会（講演者が外部講師のもの）
 - (ii) 大学院FD 講演会（講演者が外部講師のもの）
 - (iii) 研究セミナー（講演者が外部講師のもの）

③ 評価対象年度に科研費に応募すること

- ・研究代表者として新規に応募することが対象となります。
ただし、評価対象年度に研究代表者として継続研究課題（繰越・延長したものを除く）がある教員は、応募したことと同等とみなします。
- ・公募期間が年度をまたぐ科研費（研究活動スタート支援・海外連携研究）については、公募期間の最終日が属する年度を評価対象年度とします。
- ・厚生労働科学研究費補助金は対象外となります。

※ 達成するに至らなかった相応の理由がある場合は、教員評価委員会に指定の様式を提出のうえ、本評価項目免除の可否について判定を受けるものとします。

(3) 領域別評価の反映について

2次評価において、ポイント算定の際に、以下のとおり領域別評価の結果に応じ、係数をポイントに乘じることとします。

領域別評価の結果	係数
すべてⅡ以上	1.0
すべてⅢ以上	0.9
Ⅳが1つ以上あり	0.8
Ⅴが1つ以上あり	0.7

(4) 総合評価の判定基準について

2次評価の合計ポイントを偏差値に換算し、偏差値を用いて以下のとおり総合評価を決定します。

	偏差値	評価区分	評価区分
2次評価の合計ポイント	65 以上	S	特に優れている
	57.5 以上～65 未満	A +	優れている
	50 以上～57.5 未満	A	良好である
	42.5 以上～50 未満	B +	標準的である
	32.5 以上～42.5 未満	B	向上が求められる
	32.5 未満	C	改善を要する

6. その他

(1) 対象項目一覧について

令和8年度に実施する教員評価において対象項目となる業績については、「対象項目一覧」へ記載していますので、そちらをご覧ください。